

## 錦江町農業委員会 5月総会議事録

- 開催日時 令和元年5月24日（金） 午後3時00分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員（農業委員13人、農地利用最適化推進委員9人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内藪 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内藪 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

- 欠席委員（農業委員2人）

委員	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 5号 農地法第3条許可申請について

議案第 6号 農地法第5条許可申請について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 9号 非農地証明願について

議案第10号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第11号 錦江町農地台帳管理要綱（あん）の制定にについて

議案第12号 農地基本台帳点検等実施規定を廃止する訓令（案）について

議 長	<p>只今より令和元年5月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は徳永委員、鳥越委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 坂元委員と7番 寺田委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	<p>只今の会務報告について、質問等はありませんか。</p>
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第 5号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は6件の許可申請について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、先ず、議案第5号のうち、受付番号2号から4号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第5号のうち、受付番号第2号から第4号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号2号の譲渡人は、K・Kさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は神川字中尾6359番26、地目は畑、地積は2,013㎡となっています。</p> <p>譲受人はI・Oさん、S自治会在住の方です。この申請は贈与による所有権移転となっています。I・Oさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、</p>

	<p>自作地12, 922㎡、小作地16, 272㎡で、畜産を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の受付番号3号の譲渡人は、受付番号2号と同じK・Kさんです。</p> <p>申請地は神川字中尾6359番56、地目は畑、地積は1,511㎡となっています。</p> <p>譲受人はK・Sさん、S自治会在住の方です。この申請は贈与による所有権移転となっています。K・Sさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地15,146㎡で、畜産を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号2号、3号の担当調査員は、竹原推進委員です。</p> <p>次の受付番号4号の譲渡人は、S・Mさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字大浦地4636番、地目は田、地積は611㎡と、田代麓字山添4679番、地目は田、地積は424㎡と、田代麓字山添4680番、地目は田、地積は618㎡で、3筆の合計は1,653㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Hさん、B自治会在住の方です。この申請は贈与による所有権移転となっています。T・Hさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地20,657㎡、貸付地4,925㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、6番 坂元委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号2号、3号について、竹原推進委員お願いいたします。</p>
竹 原 推進委員	<p>はい。受付番号2番の譲受人のI・Oさん、耕作も綺麗にされますので問題ないと思います。KさんとOさんの奥さんが兄妹で、義理の兄弟になります。地代は気持ちでということでした。</p> <p>受付番号3番の譲受人のK・Sさんは、畑を綺麗に耕作される方ですので、問題無いかと思います。こちらもSさんのお母さんとKさんと兄妹で甥になりますので、地代は気持ちということでした。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、6番 坂元委員お願いいたします。</p>
6 番	<p>先ほど説明があったように、この案件は贈与による所有権移転です。</p>

<p>坂元委員</p>	<p>譲受人のT・Hさんからの聞き取りによりますと、譲渡人は、平成28年12月に亡くなられたI・Tさんの娘さんで、これらの農地を相続されたようです。</p> <p>I家ではTさんを最後に町内居住者がいなくなったことから、町内にある土地、住宅等を処分する方向で話し合いがなされ、I・Tさんの末弟のSさんから、同級生であるTさんに無償で譲り受けてほしい旨の相談があったとのことです。</p> <p>譲受人のT・Hさんは、茶の専業農家で茶恋人茶生産組合の組合員でもあり、茶園管理も良くなされており、農業者としての要件は満たしています。</p> <p>Tさんは、耕運や田植など一部の機械作業は委託するかもしれないが、水稻を作って管理して行くとのことでした。ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第5号のうち、受付番号2号から4号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第5号のうち、受付番号2号から4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号のうち、受付番号2号から4号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第5号のうち、受付番号5号から7号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第5号のうち、受付番号第5号から第7号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号5号の譲渡人は、S・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字堀波見3982番2、地目は畑、地積は2,150㎡となっています。</p> <p>譲受人はN・Sさん、K自治会在住の方です。この申請は贈与による所有</p>

	<p>権移転となっています。N・Sさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地2,028㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の受付番号6号の譲渡人は、受付番号5号と同じS・Tさんです。</p> <p>申請地は神川字陣ノ尾4451番1、地目は畑、地積は915㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Tさん、K自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地6,739㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号5号、6号の担当調査員は、水流推進委員です。</p> <p>次の受付番号7号の譲渡人は、K・Hさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は城元字山下5854番1、地目は田、地積は47㎡となっています。</p> <p>譲受人はM・Sさん、K自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。M・Sさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地30,417㎡、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、田植機、耕耘機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号5号、6号について、水流推進委員お願いいたします。</p>
<p>水 流 推 進 委 員</p>	<p>はい。5号のN・Sさんですが、今、園芸を主体にこまめに色んな物を作って、物産館に出品されています。この方は農作物に念入りにされて、畑も綺麗にしておられます。何の問題も無いので大丈夫かと思えます。</p> <p>6号のT・Tさんですが、この人は最近農業を始められたんですけれども、今、熱心に園芸を行っておられます。この人は一人ですけれども、畑も綺麗にしておられるので、何ら問題は無いかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号7号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
<p>8 番 安水委員</p>	<p>はい。報告いたします。先ずこのKさんとMさんは同級生で、I小学校・中学校同級生だったということです。それでこのK・Hさんのお母さんがIに住んでおられて、お子さんの方は皆さんよその方に住んでおられて、2・3</p>

	<p>ヶ月前にお母さんがお亡くなりになりまして、色んなものを処分しようとして、今回の売買があったわけです。M・Sさんの方に関しましては、圃場も綺麗にされておりまして、何ら問題は無いと思います。この売買価格の方が〇万円ということで大変高い設定となっております。これで良いのかという話をしたんですけども、本人たちがこれでということで譲りませんでしたので、ということの報告しかできません。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>受付番号6号の売買価格については〇〇万円です。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第5号のうち、受付番号5号から7号を採決します。 お諮りします。 議案第5号のうち、受付番号5号から7号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第5号のうち、受付番号5号から7号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第6号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第6号について説明いたします。 受付番号2号から5号については、太陽光発電システム建設のための申請となっています。 先ず、受付番号2号の申請者は、(株)南九、K市に拠点を置く法人とK・Kさん、K自治会在住の方との連名による申請となっています。 申請地は、田代川原字城ノ脇1709番1、地目は畑、地積は1,142㎡となっています。</p>

	<p>次の受付番号3号の申請者は、(株)南九とT・Kさん、T自治会在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、田代川原字城ノ脇1712番1、地目は畑、地積は1,325㎡となっています。</p> <p>次の受付番号4号、5号の申請者は、(株)NとH・Tさん、K市在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、4号が田代川原字瀧ノ上5882番4、地目は畑、地積は1,664㎡、5号が田代川原字並木ノ西5995番1、地目は畑、地積は2,505㎡となっています。</p> <p>11頁から34頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を10番 貫見委員お願いします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。報告します。5月20日に事務局と弓指推進委員と現地確認を行いました。受付番号2号と3号の場所は田代の畜産施設の前でございます。ここは、以前は別な人が家庭菜園をされていましたが、合意解約をされました。この農地は農振農用地外で2種農地であり、問題は無いと思います。</p> <p>それと受付番号4号、5号は、雄川滝の直ぐ上にあります。ここも農振農用地外で2種農地であり、問題は無いと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第6号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>



議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第6号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第7号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号1号の譲渡人は、U・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字西道原一4040番1、地目は畑、地積は4,973㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Mさん、S自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地9,414㎡、小作地8,327㎡で、畜産を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、タイヤショベル、ハーベスター各1台、軽トラック3台となっています。</p> <p>次の受付番号2号の譲渡人は、H・Yさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は神川字西道原一4039番1、地目は畑、地積は3,728㎡となっています。</p> <p>譲受人は、受付番号1号と同じS・Mさんです。この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>次の受付番号3号の譲渡人は、受付番号2号と同じH・Yさんです。</p> <p>申請地は神川字登ケ尾4355番、地目は畑、地積は2,064㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Mさん、K自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。S・Mさんの経営状況は、世帯員6名、労働力3名、自作地18,238㎡、小作地11,655㎡で、畜産を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター5台、軽トラック3台、モア2台、ロールベイラー、バックホー各1台となっています。受付番号1号から3号までの担当調査員は、水流推進委員です。</p> <p>次の受付番号4号の譲渡人は、O・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字下鎌迫一7,722番6、地目は畑、地積は1,156㎡となっています。</p> <p>譲受人は(株)Nさん、Y自治会に拠点を置く法人です。この申請は売買による所有権移転となっています。(株)Nさんの経営状況は構成員1名、労働力1名、小作地122,196㎡で、甘藷、大根、高菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター5台、トラック3</p>

	<p>台、軽トラック2台、ショベル1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号1号から3号までについて、水流推進委員お願いいたします。</p>
水 流 推進委員	<p>はい。この受付番号1と2は隣り合わせの畑でありまして、以前からSさんが借地として借りておられまして、地主さんがもう売りたいということで、Sさんが買うということでした。本人は牛を飼って、畑も綺麗にして、そつなく経営をされております。何ら問題は無いと思います。</p> <p>3号のHさんの畑ですが、これはS・Mさんです。後継者がいて、畜産を主体に園芸と露地野菜を積極的に経営をされておられまして、今も経営規模を拡大中でございます。これもまた綺麗に畑もされていますので、何ら問題は無いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、私の方から報告いたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>この件は、30年の11月頃あっせんに出た分で、Oさんは認定農家ではありますが、39頁を見ればわかるんですが、1枚離れてNさんの畑に囲まれていまして、あっせんに出た物ですが、Nさんをお願いしたところ、1年ぐらいかかりましたが、やっと成立しました。価格は全部で〇〇万円です。何ら問題は無いかと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
7 番 寺田委員	<p>1番と2番は売買価格は。</p>
事務局	<p>1番が〇〇万円、2番が〇〇万円、3番が〇〇万円です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第7号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって議案第7号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第8号についての説明と徳永委員欠席ですので調査報告を合わせて事務局からいたします。</p> <p>まず、受付番号92号の貸し人はA・Yさん、K自治会在住の方です。申請地は神川字迫3286番3、地目は田、地積は659㎡となっています。貸付期間は令和元年5月26日から令和5年12月14日までで、小作料金は6,500円となっています。</p> <p>借り人はM・Yさん、K自治会在住の方です。M・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,789㎡、小作地14,428㎡で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、耕運機、田植機、テラー、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この案件については、Aさんのご主人が亡くなりまして、規模縮小ということで借り手を見つけてくれということで、Mさんに話をしましたところ、良いよということでまとまったものです。小作料金は、この場所は通常はこの面積ですと1万円程度なんですけど、水使用料をMさんが払うということで、地代の方は6,500円で良いという話がまとまったところでございます。</p> <p>Mさんについては奥さんと2人で、水稲、露地野菜を中心に頑張っておられまして、圃場の管理等もしっかりされていますので問題は無いと思います。</p> <p>次の受付番号93号の貸し人はS・Mさん、H県在住の方です。</p>

	<p>申請地は神川字平ノ下3448番2、地目は畑、地積は393㎡となっています。貸付期間は令和元年5月26日から令和5年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人はS・Hさん、K自治会在住の方です。</p> <p>S・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,936㎡、小作地456㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、耕運機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この案件については、相対で借りて作っていらしゃった方が亡くなりまして若干荒れていたんですが、場所が町道沿いになるということで、見苦しいので荒らさなければ良い、ただでも良いから誰か作る人を探して欲しいという話がありまして、Sさんに話をしましたところ話がまとまりました。Sさんについても、圃場の管理等もしっかりされていますので問題は無いと思います。以上です</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第8号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第8号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第9号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号1号の申請者はT・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字松坂5866番2、地籍は2,425㎡、地目は台帳は田、現況は原野となっています。</p>

	<p>次の、受付番号2号の申請者はH・Tさん、K市在住の方です。 申請地は田代川原字瀧ノ上5882番1、地籍は1,797㎡、地目は台帳は田、現況は山林となっています。</p> <p>次の、受付番号3号の申請者はK・Mさん、M県在住の方です。 申請地は田代川原字瀧ノ上5884番1、地籍は1,821㎡、地目は台帳は田、現況は山林となっています。</p> <p>次の、受付番号4号の申請者はH・Kさん、K市在住の方です。 申請地は田代川原字瀧ノ上5881番1、地籍は935㎡、地目は台帳は田、現況は山林となっています。</p> <p>44頁から55頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10番 貫見委員	<p>報告します。5月20日に事務局と弓指推進委員と現地確認を行いました。 受付番号1号の場所は、大隅の園が経営されています授産センターの100mぐらい近くにあります。そして受付番号2・3・4号の場所は、雄川ダムと雄川の滝の直ぐ上であります。1号から4号は耕作放棄地になってから15年以上なりまして、雑木と竹が生い茂り、認めざるを得ないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第9号を採決します。 お諮りします。 議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第9号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第10号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第10号について説明します。</p> <p>申請者はKDDI(株)西日本テクニカルセンター、K県に拠点を置く法人とです。申請地は馬場字田神4344番1、地目は畑、地籍は467㎡のうち4㎡となっています。この申請は、無線基地局設置のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、2番 鈴委員をお願いします。</p>
2 番 鈴 委員	<p>はい。去る5月の20日の日に事務局2名と安水純一委員、計4名で現地の調査をいたしました。この場所はちょうど1筆だけ道路の上の方に、笹原運動公園に隣接して1筆だけある土地でございまして、無線基地に4㎡ということでございますけれども、周りにも何ら支障があるようなふうにも見受けられませんでしたので、問題は無いかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第10号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第10号については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第11号 錦江町農地台帳管理要綱の制定について、及び議案第12号 農地基本台帳点検等実施規定を廃止する訓令についての、2件を一括議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第11号、議案第12号について説明いたします。</p> <p>「資料に基づき説明。」</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第11号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第11号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第11号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第12号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第12号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第12号については、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、令和元年5月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人